



うちなだまちの

か い ご ほ け ん 介 護 保 険



◆◆令和5年9月版◆◆



目次

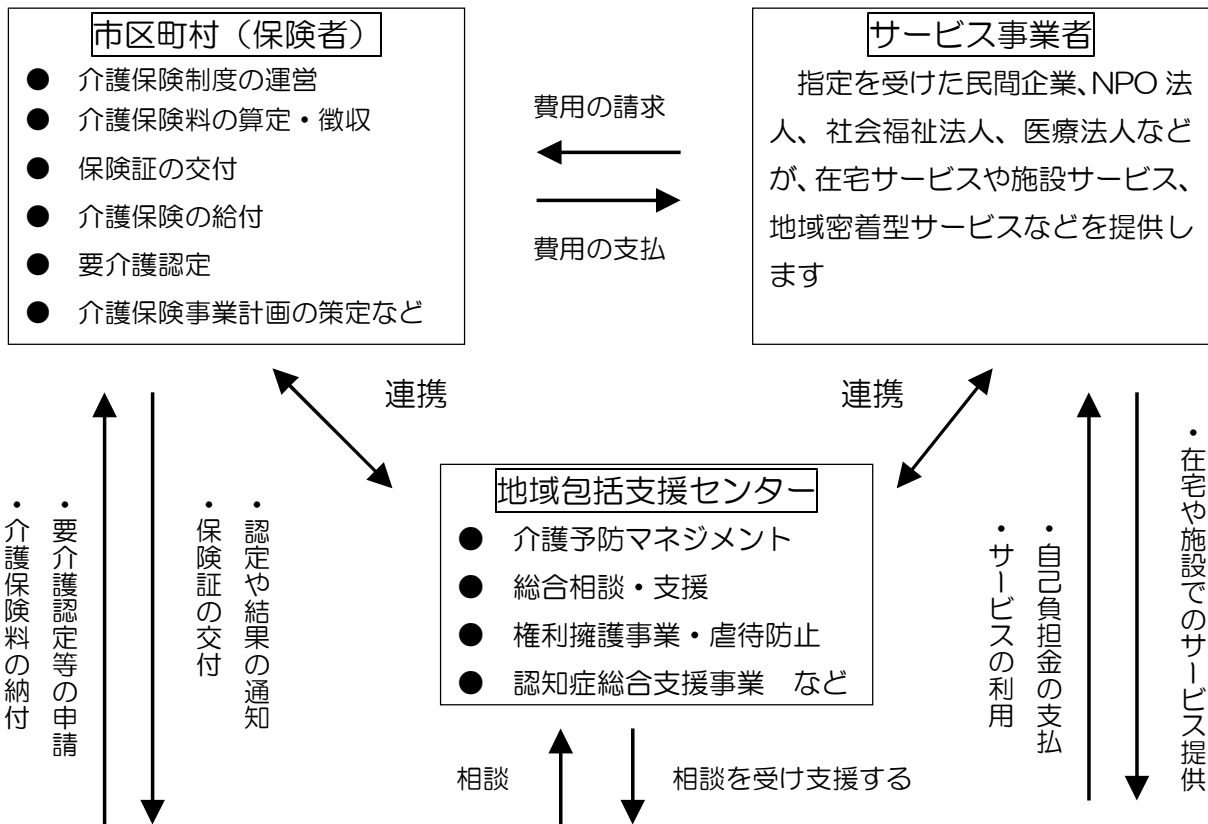
☆ 介護保険制度のしくみ	1
☆ 介護保険料	2
・ 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料	
・ 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料	
☆ 介護サービス利用の手順	5
☆ 介護サービスの種類	7
・ 要介護 1～5 の方のサービス	
・ 要支援 1・2、事業対象者の方のサービス	
☆ サービスを利用したときの費用	12
・ 在宅サービスの費用のめやす	
・ 施設サービス（入所）の費用のめやす	
・ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	
☆ 地域支援事業（総合事業）による介護予防事業	19
☆ 孤立化防止のつながり支援	20
☆ 内灘町の認知症高齢者等のための見守りサポート体制について	21
☆ 内灘町の福祉サービス	22
☆ その他のサービス	24
☆ 内灘町内の方が利用されている事業者一覧	26
・ 内灘町の事業所（在宅サービス）	
・ 金沢市の事業所（在宅サービス）	
・ その他の市町の事業所（在宅サービス）	
・ 施設サービス事業所	
・ 内灘町の事業所（医療編）	

介護保険制度のしくみ

介護を社会全体で支えあう保険制度です

内灘町が実施主体となり、

『いつまでも自分らしく、互いに支え合い、安心して暮らせる町』を目指しています



被保険者	
●保険料を納めます ●要介護認定等を受けて、サービスを利用します ●サービスの利用者負担を支払います	
65歳以上の人 (第1号被保険者)	40歳から65歳未満の人 (第2号被保険者)
サービスを利用できるのは	
介護や支援が必要と認定された人（どんな病気や怪我が原因で介護が必要になったのかは問われません）	特定疾病が原因となって、介護や支援が必要であると認定された人（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病とは

- がん ■関節リウマチ ■筋萎縮性側索硬化症 ■後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ■初老期における認知症 ■パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症 ■脊柱管狭窄症 ■早老症 ■多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ■脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ■慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

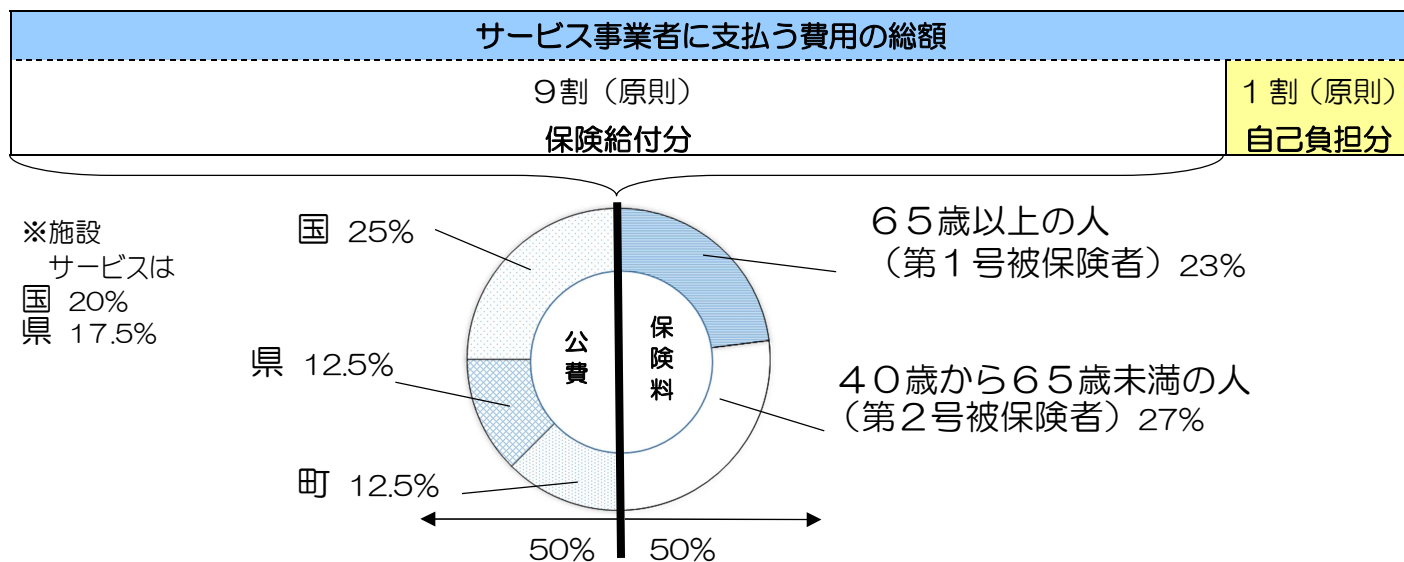
介護保険料

みんなで制度を支えあう大切な財源です

介護保険は、40歳以上の人々が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料は内灘町の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

＜在宅の介護サービスを利用したときの費用の財源＞

サービスを利用する際、原則としてサービス事業者を支払う費用の9割は保険給付費、1割は利用者負担となります。但し、一定以上所得者の場合、利用者負担割合が2割もしくは3割になります。



■ 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

保険料は加入している医療保険の算定方法にもとづいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。

● 国民健康保険に加入している方

決め方 … 保険料は市区町村の国民健康保険税の算定方法と同様に、加入されている世帯員ごとに計算され決められます。

納め方 … 医療分、支援金分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。詳細は、保険年金課（076-286-6702）にお問い合わせください。

● 職場の医療保険に加入している方

決め方 … 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準月額報酬）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。 ※原則として事業主が半分を負担します

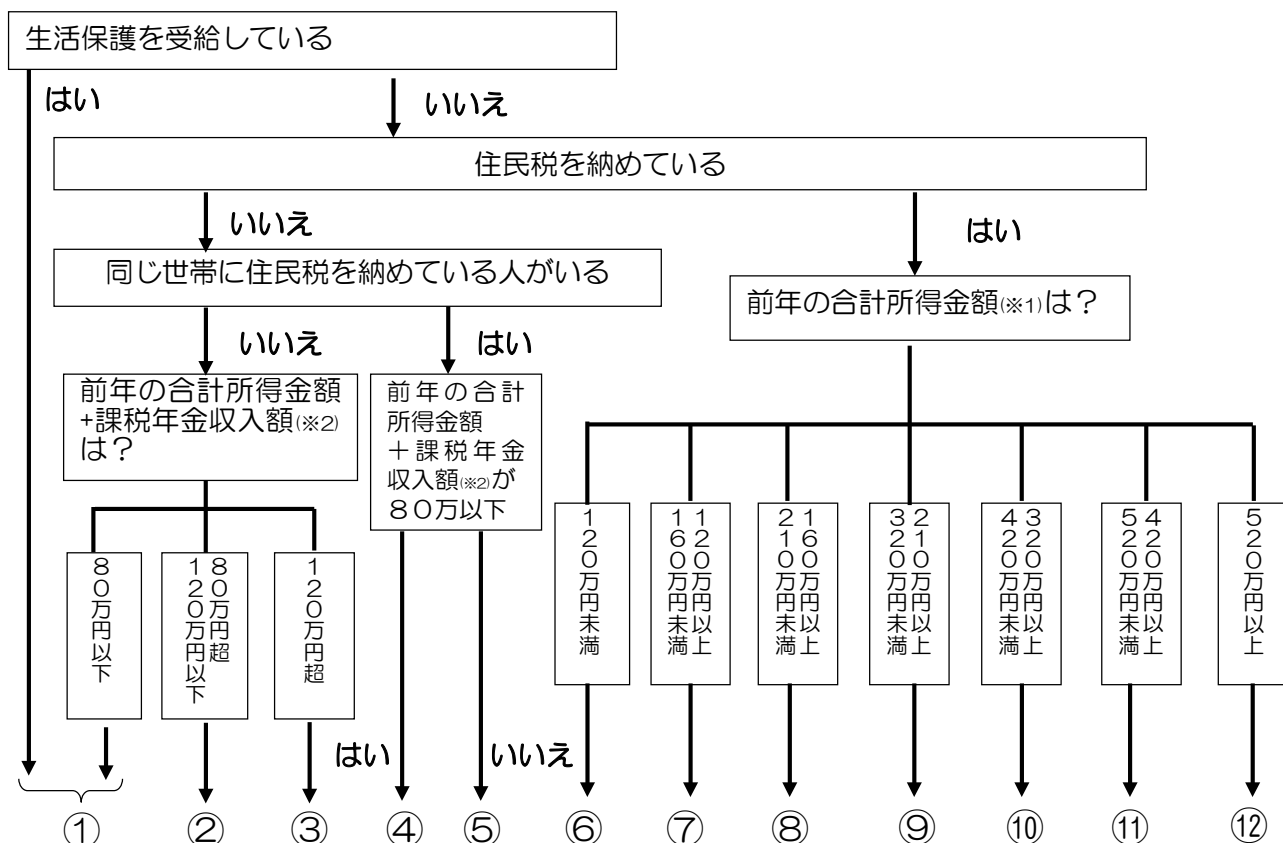
納め方 … 医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。詳細は、加入する医療保険者にお問い合わせください。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決め方 …

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。介護サービス費用や被保険者数の見込みなどをもとに、3年ごとに見直しが行われます。



※①～⑫については、P4「内灘町の介護保険料」参照

※1 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をするまえの金額です

※2 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません

納め方 …

◎ 年金が年額 18 万円以上の人？

特別徴収

年金の定期支払い（年 6 回：偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます

■ 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります

◎ 年金が年額 18 万円未満の人？

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を町に納めます（年 5 回：7・9・11・1・3 月）

■ 内灘町指定の金融機関で納付します

★ **口座振替**が便利です

・ 預金通帳

・ 印鑑（通帳届出印）

を持って役場福祉課又は町指定の金融機関で手続きを行ってください

内灘町の介護保険料（令和3～5年度）

区分	対象者		基準額に 対する割合	月額	年額
① 第1段階	生活保護の方		基準額×0.3	1,740円	20,880円
		80万円以下の方			
② 第2段階	世帯全員が住民税 非課税かつ本人の 年金収入等が	80万円超 120万円 以下の方	基準額×0.5	2,900円	34,800円
		120万円超の方	基準額×0.7	4,060円	48,720円
④ 第4段階	本人が住民税非課 税（世帯に課税者 がいる）かつ本人 の年金収入等が	80万円以下の方	基準額×0.9	5,220円	62,640円
⑤ 第5段階		80万円超の方	基準額	5,800円	69,600円
⑥ 第6段階	本人が住民税課税 かつ 合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.2	6,960円	83,520円
⑦ 第7段階		120万円以上 160万円未満の方	基準額×1.3	7,540円	90,480円
⑧ 第8段階		160万円以上 210万円未満の方	基準額×1.4	8,120円	97,440円
⑨ 第9段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5	8,700円	104,400円
⑩ 第10段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.7	9,860円	118,320円
⑪ 第11段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.8	10,440円	125,280円
⑫ 第12段階	520万円以上の方	基準額×1.9	11,020円	132,240円	

保険料を納めないでいると…

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上……………利用した介護サービス費用の全額を利用者が負担し、申請により後日、保険給付分が払い戻されます
- 1年6ヶ月以上…保険給付分の払い戻しの一部または全部が差し止めとなります
- 2年以上……………利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります

介護サービス利用の手順

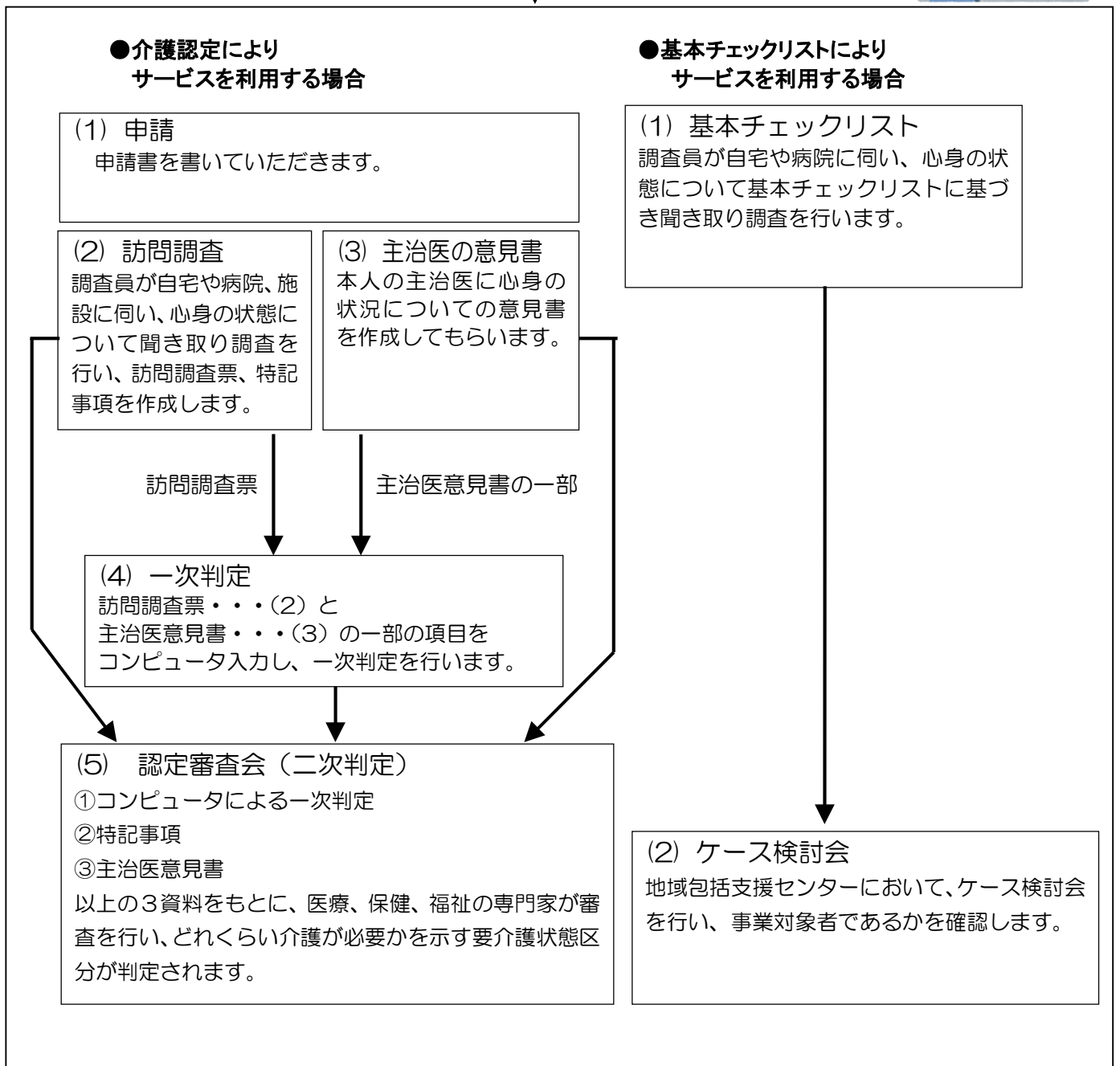
サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請からサービス開始までの流れは次のようになっています。

1 相談

- 相談窓口は、地域包括支援センター（※）です。相談は本人の他、家族でもできます。ケアマネからの相談も可能ですが、新規の場合は事前にご相談ください。
※場所：内灘町保健センター内（冊子裏面をご参照ください）
- 地域包括支援センターではお聞きした困りごとに応じて、様々な情報をご提供します。サービスを利用するには、介護認定が必要なものがあります。
- 相談時に必要なもの
介護保険被保険者証、健康保険被保険者証（40～64 歳の場合）、マイナンバーのわかるもの、本人が自署できない場合は、代理の方の印鑑が必要です。



2 要介護認定



3 結果通知

認定結果の通知と被保険者証は申請から原則 30 日以内に届きます。要介護度に応じ、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

認定調査を担当した職員が、ケアマネへの引き継ぎ等を行います。

結果の通知と被保険者証は相談から約 1 週間程度で届きます。結果に応じ、利用できるサービスや料金が違います。

認定調査を担当した職員が、ケアマネへの引き継ぎ等を行います。



サービス調整・相談役
ケアマネ



要介護 1～5

要支援 1～2

事業対象者

非該当

4 サービス利用開始

居宅サービス計画
ケアプラン

介護予防支援
ケアプラン

介護予防ケアマネジメント
ケアプラン

介護サービス (P.7～8)

- 居宅サービス
 - ・訪問介護
 - ・通所介護 など
- 地域密着型サービス
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・グループホーム など
- 施設サービス
 - ・特別養護老人ホーム など

予防給付 (P.9～11)

- 介護予防サービス
 - ・訪問看護
 - ・通所リハビリ
 - ・福祉用具貸与・購入
 - ・住宅改修 など
- 地域密着型サービス
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・グループホーム など
 (要支援 2 のみ)

総合事業

- 介護予防生活支援サービス事業 (P.9)
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス

●一般介護予防事業 (全ての高齢者が利用可)

各種介護予防教室を実施しています。広報や窓口でご案内します。

- サービス開始前に、サービス担当者会議を行いケアプランを作成します
各事業者との契約も行います
- ケアプランにそってサービスを利用し、費用の1割(原則)を支払います
- 施設サービスをご利用される場合は施設(病院)の相談員に相談します

5 要介護認定の更新・変更

●更新申請

要支援・要介護認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したいときは、認定の有効期間の末日までに『更新の申請』が必要となります。(有効期間 2 か月ほど前に案内を郵送します)

事業対象者には有効期間がないため、更新手続きは必要ありません。

●変更申請

有効期間内でも、心身の状態が変化した場合など、いつでも変更申請ができます。(ケアマネにご相談ください)

介護サービスの種類

要介護1～5と認定された方：介護サービスが利用できます

【在宅サービスの種類と費用のめやす】

詳細はケアマネにご相談ください

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合	
介護支援 ケアプラン作成	ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します	無料	
訪問介護 ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事などの身の回りの援助を行います	身体介護（30分～1時間未満）	404円
		生活援助（20分～45分未満）	186円
訪問看護	看護師や保健師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や診療上の補助を行います	訪問看護ステーションから （30分～1時間未満）	838円
		病院または診療所から （30分～1時間未満）	585円
訪問入浴介護	移動入浴車で家庭を訪問し、看護師、介護士が入浴介助を行います	1,286円/回	
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が、家庭を訪問し機能訓練を行います	514円/回	
居宅療養管理指導	医師や歯科医師・栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います	医師・歯科医	514円/回
		医療機関の薬剤師	565円/回
		薬局の薬剤師	517円/回
		*単一建物居住者が1人の場合	
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンターなどで、日帰りで入浴・食事・機能訓練などを行います	通常規模型の施設 8～9時間未満	要介護1 675円 要介護5 1,178円
		通所リハビリテーション （デイケア）	7時間～8時間未満 要介護1 769円 要介護5 1,392円
短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホームに短期入所し、日常生活の介護やリハビリを行います	1日あたりの例（併設型・多床室）	
		特別養護老人ホーム	要介護1 606円 要介護5 888円
短期入所療養介護 （ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、医学管理のもとで、看護やリハビリ、日常生活の介護などを行います	1日あたりの例（多床室）	
		介護老人保健施設	要介護1 838円 要介護5 1,059円
福祉用具貸与	車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します（介護度により給付対象外となる福祉用具があります）	かかった費用の1割が自己負担 （用具種類、事業者によって料金は異なります）	
福祉用具購入	入浴補助用具等の福祉用具の購入費を支給します	かかった費用の1割が自己負担 上限額100,000円（毎年4月1日から1年間）	
住宅改修	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します	かかった費用の1割が自己負担 1住宅につき上限額200,000円	
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護やリハビリを行います	1日 @538 要介護1 @807 要介護5	約16,500円/月 約24,800円/月

*上記の各サービスについては、内容によって別途加算されるものがあります

【施設サービスの種類と費用のめやす】

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合	
介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を行います	従来型個室 要介護3 @712 要介護5 @847	1ヶ月 約21,900円 約26,100円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います	従来型個室・基本型 要介護1 @714 要介護5 @925	1ヶ月 約22,000円 約28,500円
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終えた人に、医療施設で長期の療養を行います	従来型個室 要介護1 @593 要介護5 @1,052	1ヶ月 約18,200円 約32,400円
介護医療院	急性期の治療を終えた人に、医療施設で長期の療養を行います	従来型個室 要介護1 @714 要介護5 @1,251	1ヶ月 約22,000円 約38,500円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

また、他に食費、居住費、日常生活費が別途かかります

※低所得の方が施設サービス及び短期入所を利用される場合、基準により負担限度額が設けられることがあります(P15参照)

【地域密着型サービスの種類と費用のめやす】

地域密着型サービスは住みなれた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスです。利用者は町民に限定され、町が事業者の指定や監督を行います。

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合	
小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスを組み合わせ多機能なサービスを提供する小規模な拠点です	1ヶ月(同一建物以外) 要介護1 10,600円 要介護5 27,577円	
認知症対応型 通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です	8時間以上9時間未満 (グループホーム等の共用スペースを利用する場合) 要介護1 548円 要介護5 627円	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、少人数(9人以下)で共同生活する住宅です	1日 @752 要介護1 約23,100円/月 @844 要介護5 約26,000円/月	
夜間対応型 訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します	1ヶ月 1,034円 定期巡回サービス 386円/回 随時訪問サービス 590円/回	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです	1日 多床室の場合 @582 要介護1 約17,900円/月 @860 要介護5 約26,500円/月	
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです	1日 @542 要介護1 約16,700円/月 @813 要介護5 約25,000円/月	
地域密着型 通所介護	利用定員が19人未満の小規模な通所介護事業所で、日帰り入浴・食事などを行います	8時間以上9時間未満 要介護1 790円/回 要介護5 1,379円/回	

要支援1・2、事業対象者と認定された方は総合事業（サービス事業）が利用できます

【総合事業（サービス事業）の種類】

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合
介護予防ケアマネジメント (介護予防ケアプラン作成)	介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるように支援します	無料
訪問介護 相当サービス (訪問介護職員等によるサービス)	ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできることが増えるように家事等の支援を行います	週1回程度 273円/回(月4回まで) 1,200円/月(月5回) 週2回程度 277円/回(月8回まで) 2,398円/月(月9回) 週3回程度 293円/回(月12回まで) (要支援2のみ 3,805円/月(月13回))
訪問型サービスB (ボランティア等によるサービス)	ボランティア等が訪問し、自立のために必要な掃除や洗濯などの軽微な家事等の支援を行います	1回あたり200円(1時間以内) ※負担割合に関わらず一律の料金 要支援1・事業対象者 週1～2回 要支援2 週1～3回 継続利用要介護者(注) 必要回数
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	保健師や理学療法士が訪問し、生活習慣病や日常生活上の動作に関する相談や指導を行います ※理学療法士によるサービスは通所型サービスCを利用する方のみ対象です	無料
通所介護 相当サービス (通所介護事業者の従事者によるサービス)	通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練が日帰りで受けられます ※追加で運動機能の向上(228円/月)、口腔機能向上(152円/月)、栄養改善(202円/月)生活機能向上(101円/月)などのメニューを選べます	週1回程度 389円/回(月4回まで) 1,695円/月(月5回) 週2回程度 400円/回(月8回まで) (要支援2のみ) 3,475円/月(月9回) ※サービス提供時間が4時間以上の場合
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	自立支援を目的とした運動や、その他介護予防のために必要と認められる日常生活支援を行います ※身体介護や専門的支援を不要とする方が対象です	週1回程度 413円/回(月4回まで) 1,845円/月(月5回) 週2回程度 413円/回(月8回まで) (要支援2のみ) 3,418円/月(月9回) ※サービス提供時間が4時間以上の場合
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	入院等により一時的な筋力低下が認められる方が週2回、3～6ヶ月の短期間で理学療法士による運動機能向上プログラムを受け、自立に向けた支援を受けることができます	週2回程度 400円/回 ※負担割合に関わらず一律の料金

(注) 継続利用要介護者：要支援・事業対象者として訪問型サービスBを利用していた方で、更新等により要介護となっても当該サービスを継続して利用する方

要支援1・2と認定された方は、介護予防サービスがご利用できます

【介護予防サービスの種類】

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合
介護予防支援 (介護予防ケアプラン作成)	介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します	無料
介護予防 訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲の入浴のお手伝いをします	869円/回
介護予防 訪問リハビリテーション	専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します	312円/回
介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします	医師・歯科医師 516円/回 医療機関の薬剤師 565円/回 薬局の薬剤師 517円/回 管理栄養士 544円/回 歯科衛生士 361円/回 *単一建物居住者が1人の場合
介護予防 訪問看護	看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います	病院・診療所から(30分未満)389円 ステーションから(30分未満)459円
介護予防 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りのリハビリなどが受けられます ※追加で運動機能の向上(228円/月)、 口腔機能向上(152円/月)、栄養改善 (203円/月)などのメニューを選べます	月単位の定額 要支援1 2,087円(週1回程度) 要支援2 4,066円(週2回程度) ※利用するメニューによって左記費用が加算されます
介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます	介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合 要支援1 453円/日 要支援2 564円/日
介護予防 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます	介護老人保健施設(多床室・基本型)の場合 要支援1 618円/日 要支援2 778円/日
介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します	要支援1 184円/日 要支援2 315円/日
介護予防 福祉用具貸与	日常生活補助のための福祉用具を貸し出します	かかった費用の1割が自己負担 (用具種類、事業者によって料金は異なります)
介護予防 福祉用具購入	入浴補助用具等の福祉用具の購入費を支給します	かかった費用の1割が自己負担 上限額100,000円(毎年4月1日から1年間)
介護予防 住宅改修	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します	かかった費用の1割が自己負担 1住宅につき上限200,000円

【要支援1・2の方の地域密着型サービスの種類と費用のめやす】

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じ、訪問系のサービスを組み合わせ多機能なサービスを提供する小規模な拠点です	1ヶ月 (同一建物以外) 要支援1 3,496円 要支援2 7,066円
介護予防認知症対応型 通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です	8時間以上9時間未満(グループホーム等の共用スペースを利用する場合) 要支援1 507円 要支援2 536円
介護予防認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数(9人以下)で共同生活する住宅です	1日 @748 要支援2 約23,000円/月 (要支援2の方のみ利用できます)

サービスを利用したときの費用

ケアプランにもとづいてサービスを利用する時、サービス事業者を支払うのは、原則として かかった費用の1割です。

※但し、一定以上所得者の場合、負担割合が2割もしくは3割になります

※毎年7月中旬に負担割合が記された「介護保険負担割合証」が交付されます

一定以上所得者とは

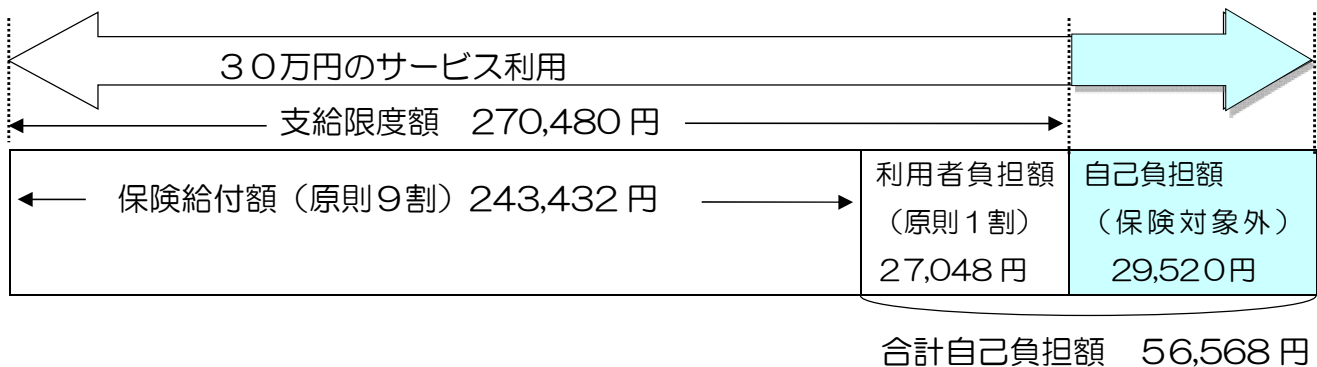
負担割合	該当要件
【3割負担】 ①②すべてにあてはまる方	① 65歳以上で、合計所得金額が220万円以上 ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、もしくは65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上
【2割負担】 負担割合が3割に該当せず、右記の①②すべてにあてはまる方	① 65歳以上で、合計所得金額が160万円以上220万円未満 ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、もしくは65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上

【在宅サービスの費用のめやす】

介護保険では、要介護状態区分（事業対象者、要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）が決められています。

上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

<例> 要介護3（限度額270,480円）の人が、30万円の在宅サービスを利用した場合



■ 在宅サービスの要介護度別の支給限度額

区分	1ヶ月の支給限度額	利用できるサービス
要支援1・事業対象者	50,320円	介護予防サービス、総合事業を利用できます（詳細はP9～P11）
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	介護サービスが利用できます（詳細はP7～P8）
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	

■居宅介護サービス利用料の助成

内灘町では、介護保険の居宅介護サービスと総合事業を利用している方を対象に、支払った利用料の10%を助成します。

《対象者》

- ①第1号被保険者（65歳以上）
住民税が非課税で、介護保険料が第1段階～第3段階の方
- ②第2号被保険者（40歳～64歳）
第1号被保険者の対象者と同等の方

《助成対象サービス》

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、総合事業（訪問型・通所型サービス）

《助成額》

支払ったサービス利用料の10%（10円未満切り捨て）を助成します。
※高額介護サービス費の支給がある場合、控除後の額を助成します。

※町から「居宅介護サービス利用料助成申請書」が届きましたら提出してください
（年1回）

■高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に、利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担の限度額（月額）

区 分		上限額（世帯合計）
町民税課税世帯	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円
町民税世帯非課税		24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額80万円以下の者 ・ 町民税世帯非課税で老齢年金の受給者 		＊個人 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 		＊個人 15,000円

*世帯単位でなく、個人単位の上限額となります。

※ 町から「高額介護サービス費支給申請書」が届きましたら提出してください

■高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費

世帯で年間にかかった介護の費用と医療の費用(自己負担分)を合算し、そこから限度額を差し引いた額が支給されます。

<医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）>

※ 限度額は世帯の所得区分により分けられます

※ 計算期間は、毎年8月～翌年7月までの12ヶ月間です

区 分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方)	医療保険 + 介護保険 (70～74歳の方)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690万円以上の方)	212万円	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380万円以上の方)	141万円	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145万円以上の方)	67万円	
一般(町民税課税世帯の方)	56万円	
低所得者 (町民税非課税世帯の方)	31万円	
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方	19万円	

区 分	医療保険 + 介護保険 (70歳未満の方)
ア(所得金額 901万円超の方)	212万円
イ(所得金額 600万円超の方)	141万円
ウ(所得金額 210万円超の方)	67万円
エ(所得金額 210万円以下の方)	60万円
オ(町民税非課税世帯の方)	34万円

※ 町から「高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書」が届きましたら提出してください（年1回）

【施設サービス（入所）の費用のめやす】

介護保険の施設に入所又は短期入所した場合には、

①サービス費用の自己負担分、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれ全額が、利用者負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります

■ 低所得者(町民税非課税世帯の方)の方には負担限度額が設けられます

低所得者の方の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。

所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

ただし、低所得者の方でも、「一定以上の預貯金等がある方」、また、「世帯を別にしている配偶者の方が住民税を課税されている場合」は、給付は受けられません。

※上記に該当しない方でも一定の条件を満たせば、特例減額措置を受けることができます（P17参照）

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます

区 分		認定要件となる預貯金額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が町民税非課税 ・生活保護の受給者 	単身 1,000万円 未満 夫婦 2,000万円 未満
第2段階	町民税世帯非課税で、課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額とその他の合計所得金額特別控除後の額との合計が	<u>年間80万円以下</u> のもの 単身 650万円 未満 夫婦 1,650万円 未満
第3段階①		<u>年間80万円超</u> <u>120万円以下</u> のもの 単身 550万円 未満 夫婦 1,550万円 未満
第3段階②		<u>年間120万円超</u> のもの 単身 500万円 未満 夫婦 1,500万円 未満

※第2号被保険者の預貯金額要件は「単身 1,000万円未満、夫婦 2,000万円未満」です。

基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが水準となる額は定められます。

- 居住費：ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円、多床室855円
従来型個室1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
- 食費：1,445円

負担限度額（1日当たり）

区分	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設入所	短期入所
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②					1,360円	1,300円
第4段階 町民税課税世帯 (基準額)	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	855円	1,445円	

従来型個室…ユニットを構成しない個室 ユニット型個室…個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている
多床室………ユニットを構成しない相部屋 ユニット型個室的多床室…個室の壁が天井までなく、すき間がある

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります
※その他の合計所得金額特別控除後の額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと
で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額であり、かつ、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控
除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した額です

※負担限度額区分が第4段階の方でも、食費・居住費が減額される場合があります。（次ページ参照）

■ 食費・居住費の特例減額措置

町民税課税世帯に属する方や一定以上の預貯金等がある方（第4段階）であっても、下記の対象要件を全て満たした場合、特例的に第3段階②の負担軽減を受けられます。

《対象要件》

1. その属する世帯の構成員の数が2以上であること
※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上であること
※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします
2. 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費を負担していること
※介護保険施設・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
3. 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費の自己負担額（原則1割）、食費、居住費）の年間見込額を除いた額が80万円以下になること
※収入とは公的年金等の収入金額＋合計所得金額
※施設サービス費の自己負担額に高額介護サービス費の支給が見込まれる場合には、支給される高額介護サービス費分を控除した額で計算します
4. 全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金等の額が450万円以下であること
5. 全ての世帯員及び配偶者の日常生活のために必要な資産（居住家屋、土地等）以外に活用できる資産を有していないこと
6. 全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

※短期入所（ショートステイ）は適用されません

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

町民税世帯非課税者で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する所定の介護サービスを利用する場合、1割の利用者負担と食費、居住費(滞在費)の一部が軽減されます。

この制度を利用する際は、町より「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、サービス利用時に事業所に提示することが必要です。

《対象要件》

次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、町が認めた方

1. 町民税世帯非課税者
2. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
3. 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
4. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと(居住地以外の土地・賃家等)
5. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
6. 介護保険料を滞納していないこと

《対象サービス》

訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 上記サービスの介護予防サービスも含む

《申請に必要なもの》

- 印鑑(世帯員全員のもの)
- 対象要件に該当する事実を証する書類
 - 収入要件 …………… 源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等
 - 預貯金等要件 …………… 預金通帳の写し等

※ 審査には聞き取り調査をすることになるので、利用者本人及び世帯の収入や、預貯金、資産等を把握されている方に来庁していただき、申請をお願いします

《軽減額》

- 利用した対象サービスの自己負担(1割負担分)、食費、居住費(滞在費・宿泊費)の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
- 生活保護受給者の個室居住費の100%

総合事業（一般介護予防事業）

足腰の衰えから生活面に不便が出てきて、介護や支援が必要となるおそれがある虚弱な高齢者のための体操教室や、元気な高齢者の皆様にも介護予防教室などを提供します。

地域のサークルに参加できない時・・・

「活動場所まで自分でいけない」「座って行う運動しかできない」「地域のサークルの運動ではついていけない」そんな時も、すぐにデイサービスを利用する必要はありません。内灘町には虚弱な方のための通いの場があります。

ゆうゆう体操教室

対象者：虚弱な高齢者で、身の回りのことは自分でできる方
 内 容：90分間
 椅子に座ったまま行う軽体操・筋肉トレーニングなど
 場 所：保健センター1階すこやかホール（月・水・木）
 産業支援センター1階研修室（火）
 費 用：無料（送迎代 片道100円）
 期 間：1年間
 申込み：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）
 TEL：076-286-6750



地域のサークル

内灘町には各公民館で高齢者の方が中心に参加されている様々な運動サークルが活動しています。椅子に座って行う運動や、頭の体操、踊りを元にして作られた体操など、活動内容は様々です。ぜひ、自分にあうサークルを見つけてみてはいかがでしょうか？

教室名	曜日	時間	場所	備考
アカシア元気アップ教室	水	10:00~11:00	アカシア公民館	1,000円/月 床・立位運動
旭ヶ丘軽体操教室	水	10:00~11:00	旭ヶ丘公民館	会費なし 椅子運動など
千鳥台太極拳	木	10:00~11:30	千鳥台公民館	500円/月
鶴親会体操教室	月	10:00~11:00	鶴西公民館	会費なし 鶴親会メンバーが対象
鶴北体操教室	木	10:30~11:30	鶴北公民館	1,000円/月 筋トレ・ストレッチ
バラ色体操 乙女の会	月	10:00~11:00	白帆台公民館	1,000円/月 軽体操・踊り
椅子トレ教室	水	10:00~11:00	鶴北公民館	椅子運動など
緑台NOSS教室	水	10:45~12:00	緑台公民館	1,000円/月（大根布はなし） ストレッチ NOSS（踊りを元にした運動）
鶴東NOSS教室	火	13:30~15:30	鶴東公民館	
大根布NOSS教室	月	10:00~11:30	大根布公民館	
宮坂NOSS教室	水	9:15~10:30	宮坂公民館	
向栗崎貯筋教室	金	10:00~10:45	向栗崎公民館	1,000円/月 椅子に座って行う運動 頭の体操 その他、筋肉トレーニング等
アカシア貯筋教室	火	10:00~10:45	アカシア公民館	
旭ヶ丘貯筋教室	金	14:15~15:00	旭ヶ丘公民館	
緑台貯筋教室	木	14:45~15:30	緑台公民館	
千鳥台貯筋教室	火	14:15~15:00	千鳥台公民館	
鶴東貯筋教室	金	15:15~16:00	鶴東公民館	
大清台貯筋教室	水	10:30~11:15	大清台公民館	
白帆台貯筋教室	木	9:45~10:30	白帆台公民館	

孤立化防止のつながり支援

●内灘町認知症カフェ『あんやとカフェ』

<認知症カフェ>

全国で展開されている取り組みで、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場です。

<名前の由来>

「ありがとう」と言ったり言ってもらったりできる場所でありたいという思いから、方言である「あんやと」を採用しています。

介護者のみなさま、日頃の介護のことや困っていることを、介護者同士でお話しませんか？

【内容】

交流会・相談等

※ご要望に応じて内容変更あり。

※日時や場所については、下記までお問合せください。



お問合せ先：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）電話：076-286-6750

●介護者のつどい

介護者同士の交流会や、介護知識や技術を学ぶための学習会を開催します。

是非お気軽にお越しください。

※参加にあたって介護サービスの調整が必要な方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

【内容】

学習会・交流会・相談会

※日時や場所については、下記までお問合せください。

お問合せ先：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）電話：076-286-6750

介護者の皆様へ

介護を担っている自分自身を大切にしている時間を持ってください。

- ◆ 一人だけが介護の負担を負うことのないようにしましょう。
- ◆ 休息や自分の好きなことをする時間を大切にしてください。
- ◆ 友人など、家族以外の人と話しをする機会を持ちましょう。
- ◆ デイサービスやショートステイを利用し、誰かに介護を任せられる時間を作りましょう。
- ◆ 介護者自身の健康管理に気をつけましょう。

内灘町の認知症高齢者等のための見守りサポート体制について

行方不明になる恐れのある認知症高齢者等とそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、3つの事業によって支援します。



行方不明になる恐れのある
認知症高齢者等

内灘町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

(行方不明になった際に他市町村や協力機関に提供する情報を事前登録する)



申請書を提出
SOS ネットワーク事業専用登録用紙を提出

内灘町認知症高齢者等 見守りネットワーク事業

(行方不明になった際にスマートフォンの
アプリ上で位置情報を確認できる)



申請書を提出

ALSOK と地域包括支援センターが同行訪問し

- ・ 感知器の設置
- ・ メールアドレス設定
- ・ 取り扱い方法の説明
- ・ 発信機のお渡し
- ・ 発信機 (みまもりタグ) の費用と月額利用料の自己負担分の支払い (直接 ALSOK が徴収)

↓
利用開始

内灘町認知症高齢者等 おかえり事業

(身元不明者として保護された際に発見者が QR
コードを読み取ることで専用伝言板上で家族等と
連絡をとることができる)



申請書を提出
伝言板用登録用紙を提出

登録用紙をもとに町がインターネット上のシステム
に認知症高齢者等の情報 (個人を特定できない範囲の
情報) を入力。
※この情報は伝言板上に表示され発見者が見るもの。

↓
QR コード付きおかえりシールをお渡し
家族等が衣服等に張り付け

↓
利用開始



内灘町
おかえり
シール



QR コードは見
本です。説明動
画につながり
ます。

お問合せ先：内灘町地域包括支援センター (保健センター内) 電話：076-286-6750

内灘町の福祉サービス

福祉サービスの利用相談は、地域包括支援センターまたは役場福祉課までご相談ください。

●理髪サービス

理容師、美容師がご自宅を訪問し、理髪サービスを提供します。

対象者	概ね 65 歳以上の高齢者又は身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けている方で、常時臥床の状態又は重度の認知症等の状態にあるため、一般の理容店・美容店に出向くことが困難である方
サービス内容	サービス利用券 年 2 枚交付
利用料	無料

●布団乾燥サービス

寝具の丸洗い乾燥サービスが受けられます。

対象者	60 歳以上の高齢者で、3 か月以上にわたって常時臥床し、日常生活上の歩行・食事・入浴・排便等に他人の介護が必要な方
サービス内容	日頃使用している掛布団、敷布団、毛布の丸洗い乾燥を行います。 (年 4 回)
利用料	無料

●緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者等が、急病等の緊急時に適切な対応がとれるよう緊急通報装置を設置します。

対象者	一般電話を所有する概ね 65 歳以上の一人暮らしの方又は高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯で、急病等の緊急時に安否の確認を行う必要があると認められる方
必要書類	申請書、診断書等（病状・症状のわかるもの）
利用料	無料（設置・撤去費も無料）

●配食サービス

定期的に栄養バランスのとれた食事を宅配提供し、安否確認も行います。

対象者	自ら調理することが困難な 65 歳以上の一人暮らしの方又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者の方
サービス内容	希望日に弁当を配達
助成額	1 食あたり経費の2分の1 相当額または300円のいずれか低い額を助成（1 日 1 食に限る）

●介護慰労金の支給

介護保険の要介護認定区分が要介護4・5にある方を、常時在宅で介護している家族に対し、介護慰労金が支給されます。

対象者	要介護4・5と認定され、1 ヶ月のうち 15 日以上在宅で生活されている方と同居し生計を一にしている介護者であって、配偶者又は三親等内の親族の方
支給額	3,000 円/月

●紙おむつ購入費の助成

介護保険の要介護認定区分が要介護4・5と認定され、常時紙おむつを使用している方を、常時在宅で介護している家族に対し、紙おむつ購入費助成金が支給されます。

対象者	要介護4・5と認定され、常時紙おむつを使用している方で、1 ヶ月のうち 15 日以上在宅で生活されている方と同居し生計を一にしている介護者であって、配偶者又は三親等内の親族の方
支給額	5,000 円/月

その他のサービス

その他のサービスを利用したい場合は、役場福祉課までご相談ください。

●福祉タクシー利用料金の助成

在宅の方の外出手段を確保し福祉の増進を図る為、タクシーの利用助成券を交付します。

対象者	<p>①75歳以上の1人暮らしの高齢者又は同等の状況にある者</p> <p>②75歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、世帯員のうち1人以上、介護保険法の規定により、要支援又は要介護認定を受け、継続して在宅介護サービスを受けている者</p> <p>③身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けている方</p> <p>※ただし、次に掲げる方は除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者、施設入所者、運転免許証の交付を受けている方 ・本人運転による自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
サービス内容	<p>チケットを、月2枚分最大24枚発行（交付時から年度末まで有効）</p> <p>助成額は1枚につき500円</p>

●自立支援型住宅リフォームの助成

トイレ、浴室等の改造にかかる費用の一部を助成します。

対象者	<p>生活保護世帯又は町民税非課税世帯で次のいずれかに該当する方</p> <p>①介護保険の要介護・要支援認定を受けた65歳以上の高齢者のいる世帯</p> <p>②身体障害者手帳の1～3級の交付を受けた方で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある方のいる世帯</p> <p>③身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた方で視覚に障がいがある方のいる世帯</p> <p>※世帯分離していても同居であれば、その同居者すべてが非課税である必要があります</p>
対象工事	<p>トイレ・浴室等の改造、手すり・スロープ等の設置、段差解消など</p>
助成額	<p>①生活保護法による被保護世帯：上限額1,000,000円（補助率100%）</p> <p>②町民税非課税世帯：上限額1,000,000円（補助率90%）</p>
助成方法	<p>①償還払い：一旦、全額自費で支払って、後日払戻を受ける方法</p> <p>②受領委任払い：自己負担分のみを施工業者に支払い、助成額の受領を施工業者に委任する方法</p> <p>※受領委任払いの方法で施工する場合は、県の指定を受けた事業者</p>

●特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して手当を支給します。

対象者	著しく重度の障害のある在宅生活の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方（※所得制限あり） （要介護認定を受けている方であれば、おおむね要介護4～5の方）
内容	手当月額：27,350円 支給月：5・8・11・2月 ※申請月の翌月分から支給
申請に必要な物	認定請求書、診断書、所得状況届、承諾書、申出書、年金証書、年金振込額がわかるもの（年金振込通知書等）、マイナンバーのわかるもの

※手当の支給対象となるかは、施設の種類により異なります。

下記の表以外の施設に入所されている場合は、福祉課までお問い合わせください。

施設の種類	対象の可否
障害者支援施設	対象外
病院又は診療所に3ヶ月以上入院中	対象外
介護老人保健施設	対象外
介護療養型医療施設、介護医療院	対象外
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	対象外
養護老人ホーム	対象外
小規模多機能型居宅介護事業所	対象
有料老人ホーム	対象
軽費老人ホーム	対象
サービス付き高齢者住宅	対象
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	対象
短期入所（ショートステイ）	対象

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

こちらは更新時に把握している情報ですので、最新の情報については各事業所へお問い合わせください。

【内灘町】の事業所

事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	福祉 用具 貸与	シ ョ ト ス テ イ	小 規 多 機 能	総合事業			所在地	電 話 市外局番 (076)
									訪問 型	通所 型	基 準 緩 和 通 所 型		
ホームヘルプセンター 内灘の風	○			○					○			大根布1丁目31番地8	居宅：286-2788 訪問：286-8893
内灘町社会福祉協議会	○			○					○			大清台140番地	居宅・訪問 286-6950
夕陽ヶ丘苑 在宅相談センター	○											大学1丁目5番地1	286-9912
ケアセンター華	○			○					○			千鳥台2丁目143番地	居宅：090-2123-8289 訪問：239-0887
居宅介護支援事業所 たちばな	○											大清台194番地3	255-6411
ほぷら居宅介護支援事業所	○											向栗崎3丁目43番地	239-1022
居宅介護支援事業所ちどり	○											千鳥台1丁目17番地2	090-1806-9994
介護支援マルジュ	○											鶴ヶ丘1丁目262番地 モキュール103	204-7244
ほっとデイサービス内灘 ※1		○								○		向陽台1丁目315番地	255-1669
リハビリステーション 金沢きらら		○								○	○	向栗崎3丁目41番地	208-4744
デイサービスセンターみどり		○								○		緑台1丁目5番地	255-1670
デイサービス 姿勢調整フィットネス内灘		○								○	○	緑台1丁目306番地1	237-7707
デイサービスセンター 内灘の風		○								○		大根布1丁目31番地8	286-8800
プラトールケアセンター 内灘店 ※1		○								○	○	鶴ヶ丘4丁目1番地144	201-8190
グループホーム華 ※2		○										大根布1丁目98番地	286-3987
ヘルパーステーション ほぷら				○					○			向栗崎3丁目43番地	239-1022
訪問介護事業所 みどり				○					○			緑台1丁目5番地	255-1670
ヘルパーステーション おひさま				○					○			向栗崎5丁目63番地1	238-7580
訪問介護事業所えいこう				○					○			大根布7丁目80番地1	090-8093-4032

※1は地域密着型サービスです（内灘町在住の方のみ利用できます）
※2は地域密着型サービスで、認知症の診断のある方のみ利用できます

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

こちらは更新時に把握している情報ですので、最新の情報については各事業所へお問い合わせください。

【内灘町】の事業所

事業所名	居宅介護支援	デイサービス	デイケア	訪問介護	訪問看護	福祉用具貸与	ショートステイ	小規模多機能	総合事業			所在地	電話 市外局番(076)
									訪問型	通所型	基準緩和通所型		
訪問看護ステーション OHANA					○							ハマナス1丁目9番地	286-0877
紺井医院					○							緑台1丁目7番地	238-1277
うちなだ訪問看護ステーション エヴァ					○							大学2丁目25番地2 コーポ大学103	208-5368
内灘温泉保養館			○				○					白帆台1丁目88番地1	286-5218
特別養護老人ホーム 夕陽ヶ丘苑							○					大学1丁目5番地1	286-9911
小規模多機能型居宅介護施設 汐音うちなだ ※1		(○)		(○)			(○)	○				白帆台1丁目1番地5	286-0177
itosie小規模多機能ホーム うちなだ ※1		(○)		(○)			(○)	○				鶴ヶ丘1丁目85番地	286-0095

順不同

〈内灘町のグループホーム一覧〉 ※2

事業所名	所在地	電話 市外局番(076)
イエローガーデン内灘	千鳥台3丁目201番地18	237-8900
グループホームあかり	千鳥台2丁目190番地	238-1152
グループホーム白帆台	白帆台2丁目422番地	286-9008
グループホームみんなの杜	向陽台2丁目267番地	239-3390
グループホーム華	大根布1丁目98番地	286-3987
グループホーム 遊子苑うちなだ	大根布5丁目40番地	286-0345

※1は地域密着型サービスです（内灘町在住の方のみ利用できます）

※2は地域密着型サービスで、認知症の診断のある方のみ利用できます

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

【金沢市】の事業所										総合事業			順不同	
事業所名	居宅介護支援	デイサービス	デイケア	訪問介護	訪問看護	訪問入浴介護	訪問リハビリ	福祉用具貸与	ショートステイ	訪問型	通所型	基準緩和通所型	所在地	電話 市外局番（076）
朗 粟崎	○	○		○				○		○			粟崎町2丁目414番地	237-3847
ニチイケアセンター 不動寺	○	○		○						○			堅田町丙48-1	258-7780
ニチイケアセンター かないわ	○	○		○									金石本町口31番1	居宅/訪問：268-6219 デイ：268-6201
金沢朱鷺の苑	○	○		○					○				岸川町ほ5	257-7878
中央金沢朱鷺の苑	○	○		○					○				広岡2丁目1番7号	234-7878
居宅介護支援事業所 かいてき デイサービスセンターかいてき	○	○		○									間明町1丁目142-1	291-1565
ツクイ金沢東	○	○		○		○							駅西本町4丁目2番10号	234-2295
さくらセンター	○	○							○		○		湊2丁目171番地	居宅/ショートステイ ：237-5313 デイ：237-4370
SOMPOケア金沢金石	○			○						○			金石東1-1-58	266-1985
学研ココファン金沢鞍月	○			○						○			鞍月5-219	254-6000
福久ケアセンター	○		○	○					○				福久町ワ1-1	257-7333
しらすぎ苑				○						○			割出町138番地	237-1508
介護相談いそべ	○												磯部町ヲ4番地3	205-1752
金沢西居宅介護支援センター	○				○		○						駅西本町6丁目15番41号	233-1811
ことほぎ居宅介護支援	○												北安江4丁目16-38	255-3777
映寿会在宅介護センター	○		○	○			○						鞍月東1-9	237-8000
田中町温泉 ケア・センター	○		○						○				田中町は16番地	253-2282
オークス（株） ライフケア事業部金沢	○					○		○					鳴和台120番地	252-4199
居宅介護支援事業所 きさらぎ	○												不動寺町イ4-2	080-5858-7106
介護・生活相談 つばき	○												三〇町火44番地ヴィラ88-T1	070-1375-4652
きじま在宅介護センター	○		○	○			○						松寺町子41番地1	237-7111
居宅介護支援事業所「リハス」					○								諸江町上丁307-25	254-1930
こすもす居宅介護支援 事業所 金沢	○				○								諸江町下丁88番地1	208-4367

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

【金沢市】の事業所										総合事業			順不同	
事業所名	居宅介護支援	デイサービス	デイケア	訪問介護	訪問看護	訪問入浴介護	訪問リハビリ	福祉用具貸与	ショートステイ	訪問型	通所型	基準緩和通所型	所在地	電話 市外局番（076）
サンウェルズ金沢 居宅介護支援事業所	○												戸板1丁目93番地	213-5989
訪問介護ひかり				○						○			東力4丁目97-18	259-5551
ひきだ居宅介護支援事業所	○												疋田3丁目58番地	253-2020
居宅介護支援事業所 OHANA	○												福久町へ18-4	090-2120-0087
介護保険相談センター 金沢やすだ	○												本江町12番10号	291-2901
itosie	○	○											問屋町1丁目37番地	225-8846
デイサービスたいむ		○											中屋1丁目93番地	287-6121
ニチケアセンターもろえ		○		○						○	○		三口町火37	デイ:238-8351 訪問:238-8288
粟崎デイサービスセンター 夕風苑		○									○		粟崎町1丁目4番地	237-2154
プラトールケアセンター 金沢西		○									○	○	畝田西2-17	267-7738
金沢フィジオセンター		○									○	○	駅西本町2丁目1-20	254-0011
デイサービスGGふいとねず 金沢桂町店		○									○		桂町イ43番地1	290-3983
デイサービスセンター すこやか倶楽部ちかおか		○									○		近岡町421番地1号	239-0008
金沢西コンディショニング センター		○									○		寺中町イ20番地3	225-7723
学研ココファン 湯癒館・問屋町		○									○		問屋町1-38-1	237-1234
東山フィジオセンター		○									○	○	東山3丁目31-19	252-1555
プラトールケアセンター疋田		○									○		疋田1丁目26番地	251-2126
デイサービスセンター 朱鷺の苑松寺		○											松寺町寅57番地2	238-8181
ことほぎ三ツ屋デイサービス		○							○		○		三ツ屋町口18番地1	237-6623
くらつきデイサービス スマイルアクア館		○									○	○	南新保町又204番地	238-2215
みらいのさと太陽			○			○			○				鞍月東1丁目17番地	237-2821
浅ノ川千木病院			○		○		○		○				千木町へ33番地1	257-8600
千木町ケア・センター			○						○				千木町へ3番地1	257-3122

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

【金沢市】の事業所										総合事業			順不同	
事業所名	居宅介護支援	デイサービス	デイケア	訪問介護	訪問看護	訪問入浴介護	訪問リハビリ	福祉用具貸与	ショートステイ	訪問型	通所型	基準緩和通所型	所在地	電話 市外局番（076）
ヘルパーステーション愛				○						○			古府町南386番地2	249-0005
さくら・介護ステーションあかり				○									小橋町6番3号 柴田ハイツ201号室	255-3705
学研ココファン 金沢三ツ屋ヘルパーセンター				○						○			三ツ屋町口38番地1	238-1230
石川県済生会金沢病院 訪問看護ステーション					○								赤土町二13番6	266-1060
リハビリ&フィットネス 寿リハ駅西											○		駅西新町3丁目4番地7号 ウエストポイントビル1階	224-0270
リハビリ訪問看護 ステーション					○								窪7-267	226-6677
あさのがわ訪問リハビリ 訪問看護ステーション					○								小坂町中83番地 浅ノ川総合病院内 東館1階	252-3415
千木園									○				千木町ホ3-1	257-0289
さわやか金沢								○					割出町718番地1	239-3377
トミキライフケア 福祉用具事業所								○					問屋町2丁目74番地	237-0708
ケア・サンエス金沢								○					問屋町3丁目10番地	237-7217
(株)メディパック								○					西念3丁目1番5号	224-5600
(株)ヤマシタ								○					鞆月東1丁目4番地	238-8522
(株)サンウェルズ アイテム金沢								○					米泉町2丁目76番地	259-5013
(有)ケアドゥ								○					松島2丁目61番地	269-3767
グット・ケア								○					神野町東33番地	269-1555
ライフワン金沢								○					神野1丁目35番地	269-0575
(株)ハシノメディカル 金沢営業所								○					神宮寺3丁目18-28	214-8400
(株)スギ薬局 スギ金沢ステーション								○					藤江北4丁目280番地	254-6583
ラミコジャパン(株) シルバーサポート金沢店								○					赤土町カ1-31	267-7307
フランスベッド(株) 北陸営業所								○					上安原南100番地	269-3685
ダスキンヘルスレント 金沢ステーション								○					駅西新町3丁目3番9号	233-7555
石川医療器(株) 介護ショップやすらぎ								○					長土堀1丁目11番6号	221-6959

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

その他の市町の事業所										総合事業			所在地	電話 市外局番(076)
事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	訪問 入浴 介護	訪問 リハ ビリ	福祉 用具 貸与	シヨ トス テイ	訪問 型	通所 型	基準 緩和 通所 型		
中田内科病院	○		○		○				○				かほく市内日角6丁目35番地1	283-1121
なぎさケアサービス	○			○									かほく市白尾夕19番地1	283-1060
あかしあ荘	○	○							○				かほく市白尾夕220番地	283-5075
たからデイサービス	○	○									○		かほく市白尾夕42番地1	283-6318
かほく中央訪問看護 ステーション	○				○								かほく市遠塚口52番地10	285-8110
デイサービスセンター 恵比寿	○	○									○		津幡町字中橋口10番地1	255-3251
あがたの里	○	○		○					○				津幡町能瀬イ1番地1	288-8915
ふいらーじゅ	○	○							○				津幡町東荒屋413番地	288-1765
くるみ居宅支援センター	○												津幡町北中条5丁目82番地	255-0231
JAほのぼの デイサービス		○									○		津幡町川尻夕48番地	289-3432
通所リハビリテーショ ン うたぎ	○		○										津幡町字太田は169番地	289-1166
介護老人保健施設 ふいらーじゅ			○				○		○				津幡町東荒屋354番地	288-1465
ライフワンかほく								○					かほく市遠塚イ7-7	285-2333
(株) ウィンデル								○					宝達志水町北川尻夕33番地	(0767) - 28-3340

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

順不同

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
夕陽ヶ丘苑	内灘町字大学1丁目5番地1	286-9911
第2千木園	金沢市観法寺町ハ74番地1	258-6900
金沢朱鷺の苑	金沢市岸川町ほ5番地	257-7100
寿晃園	金沢市鞍月東1丁目9番地	237-8300
千木園	金沢市千木町ホ3-1	257-0950
萬生苑	金沢市利屋町は64番地1	257-8111
石川県八田ホーム	金沢市八田町東912	257-2333
中央金沢朱鷺の苑	金沢市広岡2丁目1番7号	234-2129
さくらセンター	金沢市湊2丁目169	237-5313
やすはら苑	金沢市下安原町東1458番地1	240-6611
尾山互町 金澤五番丁	金沢市下本多町五番丁14番地	262-1165
第二万陽苑	金沢市大桑町中ノ大平18番地25	243-0101
あかしあ荘	かほく市白尾夕220番地	283-5075
ふいらーじゅ	津幡町字東荒屋413番地	288-1765
みゆきの郷	小松市松崎町赤場1番1	(0761) -43-1123

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

介護老人保健施設

順不同

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
内灘温泉保養館	内灘町白帆台1-88-1	286-5218
独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設	金沢市沖町ハ15	253-5088
みらいのさと太陽	金沢市鞍月東1丁目17番地	237-2821
千木町ケアセンター	金沢市千木町ハ3番地1	257-3122
老健ホームいしかわ	金沢市忠縄町144-1	257-7101
田中町温泉ケア・センター	金沢市田中町ハ16	253-2282
ろうけん桜並木	金沢市田上さくら2丁目72番地	208-3973
あっぷる	金沢市長坂町チ15	280-5454
福久ケアセンター	金沢市福久町ワ1-1	257-7333
金沢春日ケアセンター	金沢市元菊町20-1	262-3300
ふいらーじゅ	津幡町字東荒屋354番地	288-1465

介護医療院

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
大手町病院	金沢市大手町5番32号	221-1863
二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	281-0172
千木病院	金沢市千木町ハ33番地1	257-8600
小池病院	金沢市大手町8-20	263-5521

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

有料老人ホーム

事業所名	所在地	電話 市外局番(076)
みどり	内灘町字緑台1丁目5番地	255-1670
うちくる内灘 ハマナス	内灘町白帆台2丁目527番地	【本部】 076-461-7765
フロス リアン FLOS -Lien-	内灘町字鶴ヶ丘2丁目597番地	254-0313
スプリングライフ金沢	金沢市栗崎町4丁目80番地2	0120-132-871
しらすぎ苑 割出	金沢市割出町138番地	237-1580
うちくる金沢 大友	金沢市大友2丁目71番地	239-0117
しらすぎ苑 問屋	金沢市割出町186番地	238-0520
有料老人ホーム 太陽のプリズム藤江	金沢市藤江南1丁目103番地1	256-5420
介護付有料老人ホーム ひなた駅西	金沢市北安江3丁目3番1号	293-3350
うちくる金沢 福久	金沢市福久1丁目106番地	258-5796
有料老人ホーム マナの家 木曳野	金沢市木曳野2丁目150番地	255-6006
シニアホームみらい鞍月	金沢市鞍月東1丁目6番地	237-8561
有料老人ホーム ドミトリ栗崎	金沢市栗崎町1丁目41番地1	237-2311
有料老人ホーム といやまち	金沢市問屋町1丁目48番地	225-7584
太陽のプリズム戸板	金沢市戸板1丁目92番地	256-1215
PDハウス小坂	金沢市小坂町北123番地1	254-5825
住宅型有料老人ホーム えがおらいふ	金沢市千木町リ105番地	255-0637
住宅型有料老人ホーム えがおらいふ リンクス	金沢市千木町ル34番地2	268-5440
鶴の恩返し・かほく	かほく市木津ハ10番地7	254-1004
ひやくまん星 高松	かほく市高松甲16番地	281-1008
みずほガーデン	津幡町字湯端344-1	288-6210

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

軽費老人ホーム

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
ケアハウス白帆台	内灘町白帆台1丁目1番地5	286-0177
千木の里	金沢市千木町ホ4番地1	257-9300
金沢春日ケアハウス	金沢市元菊町20番1号	262-3385
ケアハウスゆりの里	金沢市木曳野3丁目292番地	266-1234
ケアハウス海青	かほく市秋浜へ20番地3	283-5610
石川県百々鶴荘	野々市市上林1-179	248-4775

サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
ココファン金沢三ツ屋	金沢市三ツ屋町口38番地1	0120-780-558
住みよし24	金沢市寺中町ホ9番地1	266-1124
ココファン湯癒館・問屋町	金沢市問屋町1丁目38番地1	0120-297-558
ココファン金沢鞍月	金沢市鞍月5丁目219番地	0120-070-558
メープル	津幡町字太田は37番地	289-6380

内灘町にある事業所一覧 〈医療編〉

順不同

	名 称	住 所	電 話 番 号 市外局番 (076)
大学病院	金沢医科大学病院	大学1丁目1番地	286-3511
内科	秋山クリニック	ハマナス1丁目8番地1	286-8843
	内灘温泉病院（入院のみ）	白帆台1丁目88番地1	286-5211
	紺井医院	緑台1丁目7番地	238-1277
	さとうクリニック（在宅医療）	ハマナス2丁目38番地 ノーブルハイツ21D	225-7062
	茶谷医院	西荒屋52番地	286-8478
	政岡医院	鶴ヶ丘4丁目1番地265	286-1766
	村田医院	鶴ヶ丘2丁目8番地	286-0300
歯科	粟倉歯科医院	緑台1丁目245番地3	238-5055
	北歯科医院	鶴ヶ丘4丁目1番地311	286-4088
	小島歯科医院	アカシア2丁目5番地	238-1388
	シーサイドデンタルクリニック	千鳥台4丁目1-48	216-7038
	白石歯科医院	向粟崎5丁目31番地	238-4188
	なかみち歯科クリニック	旭ヶ丘111番地	238-8148
	中本歯科医院	アカシア1丁目28番地	238-5888
	ふなもと歯科医院	大根布1丁目101番地	286-8121
	よしだ歯科医院	大清台329番地	286-0858
眼科	たにぐち眼科医院	大学2丁目197番地	286-6222
	望月眼科医院	旭ヶ丘142番地	239-1515
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科はまなすクリニック	ハマナス2丁目7番地	286-3387
	田中医院	向陽台2丁目224番地	237-6923
皮膚科	金原皮膚科医院	アカシア1丁目48番地	237-7950
婦人科	向陽台クリニック	向陽台1丁目255番地	255-3454
内科・循環器科・産婦人科	つねファミリークリニック	白帆台2丁目1番地	286-1230
調剤薬局	アルプ薬局内灘	鶴ヶ丘3丁目15-2	286-0093
	医科大前たんぼぼ薬局	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-6431
	キリン堂 金沢医科大店	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-6025
	ファーマライズ薬局 金沢医科大店	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-9030
	クオール薬局内灘店	緑台1丁目8番地	237-1489
	クスリのアオキ鶴ヶ丘薬局	鶴ヶ丘5丁目1-359	286-6230
	さくら薬局 河北内灘店	大学1丁目1-6	286-9383
	白帆台プラス薬局	白帆台2丁目1番地	286-1193
	FOR AC 内灘店	ハマナス2丁目47番地	254-1419



- ◆内灘町 町民福祉部 福祉課 (役場1階4番窓口)
TEL 076-286-6703 FAX 076-286-6704
- ◆内灘町 地域包括支援センター (保健センター1階)
TEL 076-286-6750 FAX 076-286-6103

